

消防職員の処分について

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

○当事者

消防局 北消防署 主事 八木 拓海（男性・29 歳） 免職

2 処分事由等

令和 8 年 7 月 4 日（土）午後 0 時頃、川西市内の自宅の 2 階寝室において、同居している女性の長女（当時 6 歳）に対し、両手首をひもで縛る暴行を加えたうえ、部屋の内側ドアノブを取り外して閉じ込め監禁するとともに、前記暴行により左手首擦過傷の傷害を負わせた事実。また、当該行為により、逮捕監禁致傷罪の被疑で 7 月 8 日（水）に川西警察署に逮捕され、同罪により 7 月 29 日（水）に起訴された事実が下記に該当するため。

○地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項 「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律…に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合」

3 違反法令

○地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

- ・「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

○刑法第 220 条、第 221 条（逮捕監禁致傷）

- ・「不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。」
- ・「前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」